

質 疑 回 答 書

市内街路灯 LED 化事業に関するプロポーザル実施要領等に関して、提出された質疑に対し下記のとおり回答します。

記

No.	書類名	頁番号 項番 及び項目	質問内容	回答
1	仕様書	7 ページ 4. 2)	街路灯管理受付システム機能開発において 「柏原市が公開する地図情報システム（以下、「公開型 GIS」という。）と連携する機能を開発し」と示されていますが、提案に際し、現在運用中の公開型 GIS の運用保守業者を教えてください。	現在運用中の公開型 GIS の運用保守契約会社は下記のとおりです。 「柏原市地図情報システム」運用保守契約会社：アジア航測株式会社大阪支店

3	仕様書	7 ページ 4. 2)	<p>街路灯管理受付システム機能開発において</p> <p>「柏原市が公開する地図情報システム（以下、「公開型 GIS」という。）と連携する機能を開発し、街路灯について市民が気軽に投稿できるツールを整備し」と示されていますが、この仕様を実現するためには、現在運用中の公開型 GIS の運用保守業者しか対応できない発注仕様と見受けられます。紹介していただくシステム保守運用会社が、今回参加する共同事業体等の構成員になった場合、具体的な提案はできない状況も考えられます。公平な審査・評価をしていただくに際し、システム保守運用会社との協業を前提に公開型 GIS との連携機能の開発及び市民投稿ツールの整備費について、デジタル田園都市国家構想交付金申請時の費用の内訳を公開・ご教示ください。</p>	<p>本事業に係るデジタル田園都市国家構想交付金申請時の事業費の内訳については、下記のとおりです。</p> <p>1. 共通（資料収集・打合せ・報告書等） - 2,453 千円</p> <p>2. 街路灯整備 - 38,500 千円</p> <p>3. システム整備費 - 9,724 千円</p>
4	仕様書	2 ページ 4. 1) ①	<p>既設街路灯数について</p> <p>既存の台帳データ及び位置が分かる資料は、令和 5 年 4 月末時点の現況情報（資料又はデータ）を貸与いただける認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、提供していただけるデータ形式（エクセルファイル、Shape ファイル等）をご教授お願いします。（ご提供いただけるデータごとに、データ形式をご教授お願いします。）</p>	<p>データの貸与についてはお見込みのとおりです。</p> <p>提供データは、 道路照明施設台帳（点検記録票） - エクセルファイル 位置情報 - Shape ファイル等 などを予定しています。</p>

5	仕様書	4 ページ 4. ③ 2.	電力契約の調査・照合・申し込みについて 「(ア) 電力会社との緊密に連携のもと、既存照明灯に係る電力契約の調査・照合を行い」とありますが、電力契約情報は関西電力から入手済みで、どのようなデータ形式で貸与いただけますでしょうか。また、関西電力と貴市との事前協議は済んでいる状況かご教示願います。	電力契約情報については、データ提供予定の「道路照明施設台帳(点検記録票) - エクセルファイル」にて、街路灯番号とお客様番号とが対照可能です。 本市と電力会社との事前の協議は行っておらず、協議については本事業期間内で執り行うものとなります。
6	仕様書	7 ページ 4. 2)	街路灯管理受付システム機能開発について 「公開型 GIS と連携する機能を開発し」とありますが、システムを提案するにあたり、連携データを受付する側(現行の公開型 GIS システム)の連携仕様をご教授お願いします。 (ご提示する見積金額にも関係しますので、公開型 GIS において対応できるデータ形式、データ受渡の体制、その他データ連携に際し必要となる条件等をご教授お願いします)	「公開型 GIS との連携」については、 <u>No.2 の回答</u> にある通りです。 背景地図等の地図情報は、市から提供可能です。 地図データ - Shape ファイル等 データの授受については、ハンドキャリーによるセキュリティリスクを回避するため総合行政ネットワーク(LGWAN)回線を活用するなど、本市と十分協議のうえ行うこととします。
7	仕様書	2 ページ 4. 1)	水銀灯等の安定器に PCB の含有が認められた場合の対処はどのようになりますでしょうか。	安定器の PCB 含有の有無については、現在把握している照明灯の設置年月と、安定器の製造年月日などから、無いものと考えておりますが、本事業内において PCB の含有が認められた場合は、適切に処分をする必要がありますので、監督職員に直ちに報告して下さい。 PCB 含有物の処分に係る費用については、本事業で処分を行う場合は、設計変更の対象とします。

8	仕様書	2 ページ 4. 1)	既存の EE スイッチ、タイマー等に不具合がある場合の対応は、どのようになりますでしょうか。	既存の照明灯の周辺機器類に不具合が認められた場合は、監督職員に直ちに不具合の詳細を報告して下さい。該当する機器類の修繕等については、別途協議のうえ決定します。
9	仕様書	2 ページ 4. 1)	既存の照明柱に、錆による腐食等が認められる場合の対応は、どのようになりますでしょうか。	現地踏査の際などで、既存の照明柱に、腐食等が認められた場合は、監督職員に直ちに詳細を報告して下さい。修繕等については、別途協議のうえ決定します。
10	仕様書	2 ページ 4. 1)	既存の照明ソケットが損傷しており、LED 球交換ができない場合は、別途ご相談可能でしょうか。	既存の照明灯の周辺機器類に不具合が認められた場合は、 <u>No.8 の回答</u> にある通りです。

以上